

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 <input type="checkbox"/> イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等 ※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。（被保険者等記号・番号は黒塗りしてください）
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥)にレ印を付けた場合は不要です。  
**※個人番号カード(写)等貼付台紙の順番とそろえてください。**

保護者等① 氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	保護者等② 氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
	父		母
	上記以外→		上記以外→
生年月日（西暦）	年 月 日	生年月日（西暦）	年 月 日

上記保護者等の **2020年1月1日現在**の市区町村までの住所 ※2021年7月以降の申請の場合は記入不要  
 (2020年1月1日現在に海外に居住していた等、日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

上記保護者等の **2021年1月1日現在**の市区町村までの住所  
 (2021年1月1日現在に海外に居住していた等、日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)**

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。
  - ・大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
  - ・この申請のために提出した個人情報を、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業（以下「本事業」という。）に活用する場合があること。
  - ・この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する場合があること。
  - ・この申請のために提出した個人情報を、大阪府私立高等学校等学び直し支援事業に活用する場合があること。
  - ・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う（公財）大阪府育英会に情報提供する場合があること。

(注記) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第二条第12項に規定する個人番号利用事務実施者は、大阪府教育庁となります。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）